



2025年8月26日

各 位

会 社 名 株式会社 Birdman

代 表 者 名 代表取締役社長 吉川 元宏
(コード番号：7063 東証グロース)

問 合 せ 先 M 事業本部本部長兼 IR 担当 服部 裕一郎
(TEL 03-6865-1322)

2025年6月期計算書類及びその付属明細書並びに連結計算書類 に対する会社法招集通知の監査意見不表明に関するお知らせ

当社は、2025年8月26日に2025年6月期の計算書類及びその付属明細書並びに連結計算書類に関し、当社の会計監査人である監査法人アリアより、会社法第436条第2項第1号及び会社法第444条第4項の規定に基づく監査について、監査意見を表明しない旨の監査報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 背景及び概要

当社は、監査法人アリアより、当社の抜本的な事業計画や資本増強策に関する監査証拠などを入手することができないことを理由として、2025年6月期計算書類及びその付属明細書並びに連結計算書類に対する監査意見を表明しない旨の監査報告書を受領いたしました。

従いまして、当社はこの計算書類に対する監査意見の不表明に伴い、当社第13回定時株主総会の決議事項として2025年6月期計算書類の承認を付議いたします。

なお、2025年6月期有価証券報告書に含まれる財務諸表に関する金融商品取引法第193条の2第1項に基づく監査証明に関しましては、当社は監査法人アリアから求められております当社の抜本的な事業計画や資本増強策に関する監査証拠の取得を進めており、監査法人アリアからは、当該監査証拠の取得の折には、2025年6月期有価証券報告書に含まれる財務諸表に関し、監査意見を表明するとの回答を頂いております。

2. 監査報告書記載内容

受領した連結計算書類に対する監査報告書の内容は以下のとおりであります。

独立監査人の監査報告書

2025年8月26日

株式会社 Birdman

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 山中 康之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 萩原 眞治

意見不表明

会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Birdmanの2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の連結計算書類に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、連結計算書類に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつたため、監査意見を表明しない。

意見不表明の根拠

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループでは、当連結会計年度において、売上高が著しく減少し、継続して重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。また、当連結会計年度末日後に、多額な支払が発生した結果、手元資金が著しく減少し、今後の資金繰りが不透明になっている。これらの状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているが、手元資金が不足している上、当該状況を解消するための抜本的な事業計画や資金計画は未作成であり、当監査法人に提示されていない。したがって、当監査法人は経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することの適切性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。

しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は連結計算書類に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

受領した計算書類に対する監査報告書の内容は以下のとおりであります。

独立監査人の監査報告書

2025年8月26日

株式会社 Birdman
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員	公認会計士	山中	康之
業務執行社員			
業務執行社員	公認会計士	萩原	眞治

意見不表明

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Birdmanの2024年7月1日から2025年6月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の計算書類等に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、計算書類等に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつたため、監査意見を表明しない。

意見不表明の根拠

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社では、当事業年度において、売上高が著しく減少し、継続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上している。また、当事業年度末日後に、多額な支払が発生した結果、手元資金が著しく減少し、今後の資金繰りが不透明になっている。これらの状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているが、手元資金が不足している上、当該状況を解消するための抜本的な事業計画や資金計画は未作成であり、当監査法人に提示されていない。したがって、当監査法人は経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することの適切性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。

しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は計算書類等に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

3. 計算書類の承認について

計算書類に対する監査意見の不表明に伴い、当社第13回定時株主総会の決議事項として計算書類の承認を付議いたします。

4. 財務諸表（有価証券報告書）に関する監査報告書への影響について

今回の監査意見不表明の判断は、計算書類の監査時点におけるものであります。

有価証券報告書に含まれる財務諸表につきましては、現在精査中であり、最終的な監査報告書を受領次第、速やかに開示いたします。

5. 今後の展開

当社といたしましては、今回の意見不表明に至った事由を早期に解消すべく監査法人アリアの求める監査証拠の取得を進めており、監査法人アリアからは当該監査証拠の取得の折には、監査意見を表明するとの回答を頂いております。

以上